

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例についてのパブリックコメントで寄せられた意見及び対応

生活環境部くらしの安心推進課

1 既に条例改正案に意見の趣旨が反映されているもの (5件)

番号	意見	対応方針
1	施設に出張してのカットも届出をして欲しいと思う。病気のこともありますし。	施設に出張しての理美容行為も本条例改正案では、出張理美容に該当しますので、届出対象としています。
2	出張理容については、自身の身体的状況を考えたときに必要であり、今後も利用したいサービスだが、現状においては、まだまだ行政指導が必要。料金の説明不足や理容師としての資格の確認、また服装、手洗いも含めた設備や器具などに衛生面が不足していると感じており、安心して利用するためにも、今回の条例一部改正を早急かつ確実に進めて欲しい。(同内容の意見：1件)	本条例改正案では、出張理美容を行おうとする者から、県は届出を受け、出張理美容に使用する消毒設備、器具等を確認の上、携行できる確認証を発行することとしています。また、出張理美容を行おうとする者は、当然理美容師の資格が必要であり、届出の際に確認します。
3	(すでに理美容所を開設している者も) 手数料は4月1日から必要なのか。(同内容の意見：1件)	21年9月30日までに届出いただいた場合には、原則手数料をいただかない旨、附則に規定しています。

2 今後規則制定、施策の実施等の段階で意見の内容について考慮するもの (20件)

番号	意見	対応方針
4	理美容所に所属しない理美容師が行う出張理美容の取り締まりはどうするのか。(同内容の意見：1件)	施設、病院等に制度周知を徹底するとともに、県民の皆様の情報提供などを踏まえて対応していきたいと考えています。
5	改正後、新聞、テレビ、インターネットなどで制度の周知をして欲しい。(同内容の意見：2件)	改正後には様々なメディアを活用したり説明会を開催するなどして制度の周知を図る予定です。
6	確認証の提示のことは、相手(施設やお客様)は、知っているのか。(同内容の意見：1件)	改正後には様々なメディアを活用したり説明会を開催するなどして制度や具体的内容の周知を図る予定です。
7	美容所に所属しない美容師は衛生管理と衛生措置に対する知識が低い。衛生措置の具体的内容等の講習会や広報等に積極的に取り組んでいただきたい。	衛生措置の具体的内容等の講習について、美容業生活衛生同業組合等と連携して実施することを検討したいと考えています。
8	理美容所と移動理美容所と出張理美容については文書で明確にわかるようにして欲しい。	条例改正後の説明会の開催時などに、改正内容とあわせて説明していきます。
9	具体的な届出の手続きや届出内容について教えて欲しい。(同内容の意見：5件)	今後、規則等により詳細を定め、改正後に説明会などで周知させていただきます。
10	条例が改正されるまでに意見を言える場を設けてほしい。もっと時間をかけて話し合いをしたい。(同内容の意見：3件)	今回の改正については、理美容師の皆さんとよく相談しておりますし、今後も業界の方に限らず県民の方のご要望に応じてご説明等をさせていただきたいと存じます。(東・中・西部で計8回説明会を開催)
11	利用者からの苦情の受付先を周知して欲しい。	改正後、各総合事務所生活環境局に連絡いただくように周知します。

3 意見の趣旨を条例案に反映させるのが困難又は必要なしとしたもの (26件)

番号	意見	対応方針
12	手数料の13,200円は、どうしてそんなに必要なのか。高過ぎではないか。 また、1,700円の根拠は。 (同内容の意見：1件)	手数料の内訳は、届出を受理してから確認証を交付するまでの県職員の人件費を積み上げたものです。根拠は事務処理や現地での器具等の確認検査の時間です。参考ですが、理美容所の開設時の手数料は、16,000円です。また、1,700円の根拠は再交付等に係る事務処理時間です。
13	美容所に所属しない美容師が出張美容を常態として行うことは条例に違反するのではないか。 (同内容の意見：2件)	美容所に所属しない美容師でも、疾病により美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合、婚礼に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合等は、常態として出張美容を行っても法令に抵触しません。
14	美容室が増加している中で、確認証があろうと個人で営業に回れる人が増加することは納得がいかない。出張美容は、店舗を持っている者に限るといふ条例にするべきである。 (同内容の意見：7件)	美容師法では、美容師の資格者であれば、例外的にはありますが、美容所以外での営業も認めていますので、それを美容所開設者に限定することはできないと考えます。
15	出張美容は、福祉美容師に限るべきである。	美容師法では、美容師の資格者であれば、業務を行う場所について制約されていませんので、福祉現場での出張理美容を介護知識及び技術を習得した者に限定とすることは困難と考えています。
16	開設所には管理理美容師が必要であるが、出張理美容にはいなくても活動できるのはおかしい。開設しなければ出張できないようにしてほしい。	管理理美容師については常時開設所に2名以上の従業員を使用する場合に必要な資格であり、個人で出張美容を行う方にはあてはまらないものと考えます。
17	出張理容確認証は、(理容師資格の確認のためにも)写真付きのものにすること。届出に手数料がかかると(写真付きでない場合は)確認証の貸し借りが横行し、条例改正が役に立たないこととなる。	出張理容は、理容師の資格を持っていれば行えるものであり、それについては、開設所の場合は開設届や変更届で、個人で出張理容される場合はその届出の際に確認しますので、確認証に写真を貼付することまでは必要ないと考えています。また、出張理容の届出をせず、他人の確認証を借り受け出張理容を行った場合は、罰則の対象になります。
18	届出に有効期限はないのか。また店舗を持たない出張理美容師には更新制度を導入してほしい。 (同内容の意見：1件)	店舗の開設届けにおいても更新制度は設けられておらず、出張理美容についてのみ導入することは考えていません。
19	出張理美容の対象の方は、高齢者や身障者の方が多いと思われるので、ヘルパー2級の免許が必要と聞いたことがあり、条例に明記してほしい。	高齢者や身体障害者の方を対象とした出張理美容にヘルパー2級の資格が必要という定めは、法律にありませんし、条例にも限定することは考えていません。
20	施設に出張して確認証の提示を行ったときに、施設の側が確認を怠ったときには罰則の対象となるのか。	罰則の対象は、業を行う者に限定しており、利用者側に対して確認を怠ったことに対する罰則は考えていません。
21	条例改正の経緯を知りたい。	平成19年10月に厚生労働省から出張理美容に関する衛生基準が示されたこと及び同年11月に鳥取県理容業生活衛生同業組合から知事に出張理容の規制に関する陳情書が提出されたこと、また高齢社会となり、出張理美容のニーズが増加することが予想されるため、衛生管理の強化を図ることとしたものです。

2 2	理美容所開設届を出している理美容師のみが出張できると認識していたが、法律として、無店舗での理美容ができるということが確定すると思うがそういうことか。 (同内容の意見：1件)	今回の条例改正で新たに無店舗での理美容ができるようになるわけではありません。現在でも、理美容所に所属しない理美容師が、法で規定する範囲内において出張理美容を行うことは認められています。
2 3	理容所を開設している人が、個人で出張する人と同じように検査確認を受けることはどうかと思う。	今回の届出は出張理容に関する届出であり、検査確認する内容も出張に関することですので、開設者と個人とで、内容に差異を設けることは考えていません。
2 4	店舗を構えている人(組合員)は、現在年に1回、衛生講習や健康診断を行っているが、そういうことをしていない人まで出張するようになるのは問題ではないか。 (同内容の意見：2件)	理美容師法で年に一度の衛生講習や健康診断の義務付けはありませんので、そのことをもって出張理美容を規制することはできませんが、衛生確保と健康管理は必要ですので、店舗と出張と区別なく自主的にやっていただくよう指導していきます。

4 条例改正案そのものに対する意見ではなかったもの(手続き方法や運用上の質問等も含む)(26件)

番号	意見	対応方針
2 5	条例改正はよいが、理美容所開設の事前検査に周辺地域の聞き取り調査を加えてほしい。例えば排気ダクトは両隣の家のことを考えて設置するか、必ず店舗前に駐車スペースを1台分は設けるとか。	今回の改正は、出張理美容に関する改正ですので、理美容所の開設に関するご要望は参考とさせていただきます。
2 6	開設の届出について、病院や施設が開設している理容所、美容所に出張する場合、理容師、美容師が届出を行い、施設からは届出が必要なのか。	常に顧客を受け入れる体制があるのであれば、理美容所として施設管理者による開設の届出が必要です。 時々、理美容に適した場所として使用するだけであれば、出張理容の届出が必要となります。
2 7	施設において無償で行っている理容・美容は月1回程度であるが、届出の対象となるか。	対象となります。
2 8	婚礼等で出張するときも届出の対象となるか。	対象となります。
2 9	近所の家に2ヶ月に1度行って理容を行うのは届出の対象か。	対象となります。
3 0	病院内の理容所で勤務しているときに、病室で理容を行う場合は出張理容となるか。	病室は、確認を受けた理容所の区域外となるので、そこで理容を行うことは、出張理容となります。
3 1	出張先に立入検査とあるが、この届出により出張先が限定されるのか。	条例第2条で出張できる場合を定めており、その範囲内であれば、限定されません。
3 2	出張理容の定義及び一時的なボランティアの定義を教えて欲しい。	原則、届出をした理容所以外で反復継続して理容行為を行えば出張理容となり、有償、無償は関係ありません。一時的なボランティアとは、災害等が発生した際に避難所に応援に来られる場合などです。
3 3	出張の依頼はほとんど急なものであるが、一時的なものとなるのか。	急な依頼でも対応できる体制をとっているということであれば、反復継続の意思があると判断して、一時的に業を行ったものとは考えません。
3 4	届出対象と届出対象外の線引きの明確化。	1度きりであれば、届出は必要ありませんが、続けて何度も行うのであれば、届出は必要です。

35	条例改正案にシートを敷いてとあるが、寝たきりの人に対して理容行為を行う場合はベッドの下に敷けばよいのか。(同内容の意見：1件)	ご意見のような場合も含めて、様々なケースの具体的な対応方法を明確にして、皆様にお示しします。
36	採光、照明及び換気が十分に行われていることということであるが、出張先が条件を満たさない場合はどうなるのか。(同内容の意見：1件)	適切な理容環境を確保することは、理容師の義務です。条件を満たさない場合は、出張先の方と協議して衛生措置が確保できる場所で開催していただく必要があります。
37	理容師法施行令で理容所以外の場所で業務を行うことができる場合として、「疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合。」となっているが、その範囲が良く分からない。例えば公共交通が無いために理容所に来られない方に対する出張理容は該当するのか。	公共交通機関が無い場合については、次のようなケースが考えられます。 まず、障害者や高齢者の方などは、「疾病その他の理由」の疾病に該当すると考えられます。また移動すること、させることができても、その移動手段を確保できない場合等は「疾病その他の理由」のその他に該当すると考えます。 なお、健常者の場合は、原則「疾病その他の理由」のその他の理由に該当しないと考えます。
38	出張理美容の届出はいつから行えるのか。(同内容の意見：1件)	4月1日から行えます。
39	以前から出張理容を行っているが、4月1日以降も行ってよいか。	できます。ただし、改正条例が施行となる10月1日からは、出張理容に関する届出をされていないとできません。
40	老人施設で理美容師の免許を持たないヘルパーが髪を切ることはどうか。(同内容の意見：1件)	理美容師の免許を持たない人が理美容業を行うことは違法です。
41	老人施設でのヘルパー等の理美容師免許を持たない人が理美容行為を行っている状況をどう指導するのか。	老人福祉施設の所管部局である福祉保健部と連携して、施設に指導を行います。
42	免許を持つ施設のヘルパーが入所者の髪を切る場合は、届出は必要か。(同内容の意見：1件)	施設内の髪を切る場所が、開設所として届出されていないければ、出張理美容の届出が必要です。
43	法律は変わらない。条例が時々変わっているが、規制を厳しくして欲しい。国に対してももっと厳しい規制を望む。	必要に応じて、法律の改正は国に要望します。
44	障害のある方の出張理美容の利用については、介護保険の適用も行っていただきたい。	介護保険法に基づく介護保険の対象には、理美容料金は含まれていません。 介護保険の基本的な考え方は、障害があることによって生活する上で必要となる経費を対象とし、障害の有無に関わらず必要な経費は対象としていませんので、県としては、理美容料金を介護保険の対象とするよう国に要望することは考えていません。
45	福祉美容師を名乗れるのは山野学苑のカリキュラムを修了した者でなければならない。よく把握していただきたい。	福祉美容師は、法令上の資格ではなく、県に指導監督する権限はありません。